

新旧対象表

下線部分が改正部分

新	旧
<p style="text-align: right;">厚生省発児第 122 号 平成 8 年 9 月 25 日 <u>(一部改正 令和 2 年 10 月 20 日)</u></p> <p>各 都道府県知事 殿 政令市市長 中核市市長 特別区区長</p> <p style="text-align: right;">厚生事務次官</p> <p style="text-align: center;">母体保護法の施行について</p> <p>(略)</p> <p>第 2 人工妊娠中絶について 1・2 (略) 3 人工妊娠中絶の対象 (1) (略) (2) 法第 14 条第 1 項第 2 号の「暴行若しくは脅迫」とは、必ずしも有形的な暴力行為による場合だけをいうものではないこと。ただし、<u>本号に該当しない者が、この規定により安易に人工妊娠中絶を行うことがないよう留意されたい</u>こと。</p> <p>なお、本号と刑法の<u>強制性交等罪</u>の構成要件は、おおむねその範囲を同じくする。ただし、本号の場合は必ずしも姦淫者について<u>強制性交等罪</u>の成立することを必要とするものではないから、責任無能力等の理由でその者が処罰されない場合でも本号が適用される場合があること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: right;">厚生省発児第 122 号 平成 8 年 9 月 25 日</p> <p>各 都道府県知事 殿 政令市市長 中核市市長 特別区区長</p> <p style="text-align: right;">厚生事務次官</p> <p style="text-align: center;">母体保護法の施行について</p> <p>(略)</p> <p>第 2 人工妊娠中絶について 1・2 (略) 3 人工妊娠中絶の対象 (1) (略) (2) 法第 14 条第 1 項第 2 号の「暴行若しくは脅迫」とは、必ずしも有形的な暴力行為による場合だけをいうものではないこと。ただし、<u>この認定は相当厳格に行う必要がある、いやしくもいわゆる和姦によって妊娠した者が、この規定に便乗して人工妊娠中絶を行うことがないよう十分指導されたい</u>こと。</p> <p>なお、本号と刑法の<u>強姦罪</u>の構成要件は、おおむねその範囲を同じくする。ただし、本号の場合は必ずしも姦淫者について<u>強姦罪</u>の成立することを必要とするものではないから、責任無能力等の理由でその者が処罰されない場合でも本号が適用される場合があること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(略)</p>